

深めてくれることに疑問の余地はない。本論文は、今後この分野の研究者によつて必ず参照される、豊かな内容と刺激的な問題意識を有する研究であると高く評価できる。よつて審査員一同は、本論文が博士（法学）の学位を授与するのに相応しいものと判断し、報告するものである。

一〇一七年四月二一日

## 尹錫貞君学位請求論文審査報告

### 1. 問題の所在と論点

主査　慶應義塾大学法学部教授　田所　昌幸  
法学研究科委員・博士（法学）  
副査　慶應義塾大学法学部教授　細谷　雄一  
法学研究科委員・博士（法学）  
副査　慶應義塾大学名誉教授　田中　俊郎

——『日本問題』の視点から』は、李承晩政権期（一九四八～六〇年）の日韓関係を李承晩大統領主導の対日外交を軸として分析したものである。李承晩政権期の日韓関係に関しては、植民地時代のほとんどを海外で過ごし独立運動に従事した李承晩の反日ナショナリズムが生んだ軋轢に着目した既存の研究が豊富にある。そのなかで尹錫貞君の研究は、李承晩政権の対日外交が、日本の拡張主義の復活や共産主義諸国との提携など、戦後日本が外交面において一国主義的な独自路線へ向かう可能性を真剣に懸念するものであつたことに着目する。すなわち本論文は、李承晩政権の対日外交を、日本の将来に関する不安に対する外交上の対応という視点から考察するのである。

従来の研究にも、李承晩政権が、とりわけアメリカに対して日本軍国主義の復活や日本と共に産陣営の提携可能性を

指摘してきたことを取り上げたものは存在する。しかし、それらの多くは、そうした韓国の外交を、李承晩の強烈な反日ナショナリズムの表出として説明する傾向にあつた。

それに対して、尹錫貞君は、戦後の日本に再び軍国主義が復活したり、日本が国力を回復すれば必ずしも西側陣営に与しない独自路線に向かうのではないかという警戒心が、アジア太平洋地域に広く存在していた点に注目し、それを「日本問題」とよぶ。そして、その視角から李承晩政権の対日外交を再検討したのである。これは、米国に依存しつつ、平和外交を追求して来た戦後の日本人が陥りやすい歴史解釈の盲点を指摘するものだろう。

こうして本論文は、一九五〇年代の日韓関係の考察にお

いて、李承晩政権の反日ナショナリズムや冷戦の論理が果たした役割を射程に入れながらも、そこに日韓関係に限定されない「日本問題」という考察の視角を導入し、従来の

研究成果にさらに厚みを加えることに成功している。具体的には、日本の植民地統治に対する肯定的な解釈や対韓請求権の主張等、一九五〇年代の日韓国交正常化交渉を滞らせた諸問題に關しても、李承晩政権がそこに日本の将来に対する不安を認識していたことが実証的に明らかにされる。

すなわち本論文において、李承晩政権の対日外交が、終戦

後間もない国際情勢の下で日本の将来に関する不安が存在するなかで、日本の意図を解釈しその将来像を展望する過程で形成されたものとして考察されるのである。

その結果、李承晩政権は、冷戦下で戦後日本の復興を計画し西側陣営に取り込もうとするアメリカとの摩擦を深めることとなる。そのことは、李承晩政権の対日外交を冷戦の論理や反日ナショナリズムから説明する先行研究の視点からは、見過ごされる傾向にあつた。李承晩政権の対日外交の分析に、韓国とアメリカの間の摩擦に関する分析を取り込むことに成功したのも、戦後国際秩序の下での「日本問題」という視点から再検討した結果であるということができるだろう。

以下、各章の要約を紹介しながらさらに詳しくみてみよう。

## 2. 各章の要約

本論文の構成は以下のとおりである。

### 序 章

第一章 対日講和条約と李承晩政権

- (1) 冷戦と対日占領政策の転換  
(2) 冷戦における日本問題  
(3) 対日講和条約構想と地域諸国の反応——日本  
に対する安全をめぐる議論  
第二節 対日講和条約と李承晩政権  
(1) 署名国参加と対日賠償外交  
(2) 李承晩政権の連合国外交と対日講和条約  
(3) 対日講和条約の在り方をめぐる米韓間の対立
- 第二章 第一—三次日韓会談と日本問題
- 第一節 日韓国交正常化会談と日韓相互不信の構図  
(1) 日韓予備会談の開催  
(2) 第一次日韓会談の決裂
- 第二節 吉田・李承晩会談  
(1) 吉田・李承晩会談  
(2) 李承晩訪日後の日韓関係
- 第三節 米韓相互防衛条約と日本  
(1) 日本の将来に対する李承晩の懸念とアメリカ  
(2) 李承晩・ダレス会談と日本  
(3) 第三次日韓会談の決裂と対立の激化——歴史的  
的敵対感情と日本問題の交錯
- 第四節 日本の再軍備と日米韓不可侵協定
- (1) 日本の再軍備に対する韓国の懸念  
(2) 日米韓不可侵協定構想の浮上  
(3) 不可侵協定の交渉開始  
(4) 違約条項や協定形式をめぐる論争と交渉の中止
- 第三章 日本の共産圏外交と李承晩政権
- 第一節 第三次日韓会談決裂後の日韓関係とアメリカ  
の対日政策  
(1) 日本問題をめぐる米韓の対立構図  
(2) 新たな対立要因の浮上——日本の共産圏外交  
に対する李承晩の不信感
- 第二節 鳩山一郎政権及び日本の民間アクターの共産  
圏外交とアメリカの対応  
(1) 鳩山政権に対する韓国の不信感と期待感  
(2) 日本のアメリカ離れに対する韓国の懸念と日  
韓関係の停滞  
(3) 日韓間の批判応酬と対立の激化  
(4) 東アジア冷戦における日本問題と李承晩政権  
の対日外交

- (2) 日ソ国交正常化に対する韓国の懸念と対応
- 第四章 日韓会談の再開と岸信介
- 第一節 日本の親韓派の登場と岸信介
- (1) 日韓関係改善に取り組む日本の民間有力者た  
ち——石井光次郎、矢次一夫
- (2) 岸信介外相と日韓関係
- (3) 柳泰夏と岸・親韓派の人脈関係形成
- 第二節 日韓予備交渉の本格化
- (1) 抑留者相互釈放問題と「U.S.メモランダム」  
(2) 公式交渉と舞台裏折衝の交錯
- 第三節 岸訪米後の日韓予備交渉
- (1) 韓国の追加修正要求と岸の口頭約束  
(2) 岸のリーダーシップ弱体化と日韓予備交渉  
(3) 外務部の指示に対する駐日韓国代表部の抵抗  
(4) 請求権問題に対する韓国の秘密メモ要求と岸  
の親書
- 第五章 李承晩政権末期の対日外交——在日朝鮮人の帰  
国事業と日米安保条約改定
- 第一節 矢次の訪韓と日韓首脳間の信頼関係形成
- (1) 矢次の訪韓をめぐる混線  
(2) 第四次日韓会談の開催と日本人漁夫釈放
- (3) 矢次の訪韓と韓国の対日新姿勢
- 第二節 在日朝鮮人の帰国事業と日韓関係
- (1) 日韓会談の膠着と日本の対韓政策の後退  
(2) 帰国事業の実施と日韓関係の悪化
- 第三節 日米安保条約改定と李承晩政権
- (1) 日米安保条約の改定と朝鮮半島有事における  
事前協議制度
- (2) 李承晩政権の対応——事前協議と対等な日米  
関係
- 終 章
- 参考文献
- 序章では、以上の問題設定、先行研究の検討、分析視角の設定、論文の構成および史資料についての説明が行われる。
- 第一章「対日講和条約と李承晩政権」は、戦後の日本が再び独自路線を歩むことを懸念する李承晩政権が、講和後日本の非軍事化・民主化を監視する厳しい対日講和条約が必要であると主張し、アメリカと意見対立を深めたことを明らかにする。その背景にあつたのが、「日本問題」に他

ならなかつた。講和会議に招かれなかつた李承晩政権は、寛大な対日講和を構想するアメリカに対して、国力を回復した日本はアメリカの冷戦戦略に忠実になるのではなく、むしろ、そのパワーをもつて諸外国に攻撃的な政策を進めると警告し、講和後日本の非軍事化・民主化を監視する厳しい対日講和条約を訴えた。そして、日本の将来の侵略可能性に対する韓国の安全を保障するようアメリカに求めたのである。

さらに第一章では、李承晩大統領文書の分析から、韓国の対日講和条約への参加を前提にした李承晩政権の対日外交が明らかにされている。すなわち、李承晩政権は、日韓交渉が始まる前から、理論上の可能性としての日本の対韓請求権問題の検討や、連合国の一員としての立場に立つたうえで、漁業問題や賠償問題に関する方針を検討していたのである。

第二章「第一一三次日韓会談と日本問題」では、一九五二年から五三年にかけての三次にわたる日韓国交正常化交渉が、いわゆる「久保田発言」で頓挫するまでの期間が考察される。そこで李承晩政権は、日本による植民地統治に対する肯定的解釈や対韓請求権の主張の背後に、日本の韓国に対する攻撃的意図を読み取つた。その危険性を指摘す

る李承晩政権に対して、アメリカは、日本の軍国主義の復活を座視しない方針を明らかにしながらも、日韓の交渉進展を促した。

本章では、海上における「李承晩ライン」の設定が、以上を背景とする自己防衛措置であったことが指摘される。そして、それに反発する日本の対応が、韓国が懸念する日本本の攻撃的意図の表れとして解釈されるという悪循環を生んだことが明らかにされる。そうしたなか、「久保田発言」で第三次日韓会談が決裂すると、日韓の対立はさらに深まり、韓国は「李承晩ライン」を一層強化したのである。

その後の日韓会談の中斷期において、日本では一九五四年に自衛隊が発足した。当然ながら李承晩政権は、日本再軍備の動向に注目した。そこで李承晩政権は、アメリカの方針を批判するとともに、アメリカが保障する日韓間の不可侵協定を提案した。本章では、韓国の方針のみならず、日韓不可侵協定の提案を受け入れた日本政府による検討の内実も明らかにされている。韓国側がアメリカによる保障を協定に組み込もうとしたのに対して、日本側はサンフランシスコ講和条約や国連憲章との法的関連性を強調し、両者の溝は埋まらなかつた。そうしたなか、李承晩政権は、アメリカによる公平な立場が望めないとの判断を固め、日

本が不可侵協定を梃子にして日韓交渉で有利な立場に立とうとしていることへの不信感を強め、日韓不可侵協定構想は挫折した。

第三章「日本の共産圏外交と李承晩政権」では、日本の共産圏との関係改善の動きに対する李承晩政権の対応が考察される。

李承晩政権は、日本の再軍備とともに、日本の共産圏と関係改善を、日本の自立路線として警戒した。こうした発想は、おのずとアメリカとの摩擦に発展した。李承晩政権が、経済的に再建された日本は共産圏外交を含めて独自路線を歩むものと警戒したのに対し、アメリカは、日本経済の再建こそが、日本の共産圏への接近を防ぐものと考えたからである。「日本問題」を懸念する李承晩政権は、あくまで日本の国力増強を問題視したのであった。さらに本章では、以上の視点から、鳩山一郎政権のソ連、中国、北朝鮮等への共産圏外交、および日本の民間団体の活動に対する李承晩政権の認識と対応が詳細に検討される。

また本章は、こうした日本の共産圏外交に対する李承晩政権の不信感は、中華民国との関係にも影響を及ぼしたことを明らかにする。中華民国は、日本と中華人民共和国との関係に神経を尖らせながら、だからこそ日本との関係強

化を望んでおり、そこにおいても李承晩政権の外交的孤立は避けられなかつた。

第四章「日韓会談の再開と岸信介」は、第三次日韓会談が決裂し、日韓会談の膠着状態が続くながで、日韓双方が日韓会談再開に向けて動いた過程を考察する。そこで重要な役割を果たしたのは、一九五六年末に外務大臣として石橋湛山内閣に入閣し翌五七年二月に首相に就任した岸信介であった。岸は、外相の時代から日韓関係の改善に取り組み、首相になつてからは、「久保田発言」を撤回し、対韓請求権を放棄する旨を明らかにした。それを受け、李承晩政権が駐日韓国代表部の人事刷新を行うと、日本では民間の親韓派が活躍し、駐日韓国代表部との新たな人脈が形成された。

そこで李承晩政権は、岸信介が韓国の対日請求権を尊重しつつ、西側陣営の一員として日韓間の反共協力へ意欲を示したことを重視した。本章は、こうして再び動き出した日韓交渉において、請求権問題に関するアメリカ政府の見解を示した「U.S.メモランダム」が持つた意味に着目する。そして、李承晩政権が日韓会談の再開に同意したのは、「U.S.メモランダム」の相互受容を前提としたものであつたことを明らかにするのである。

「U.S.メモランダム」は、韓国の対日請求権は在韓日本人財産の取得によってある程度充足された一方、在韓財産に対する日本のすべての権利は消滅した、とするアメリカ政府の立場を示すものであった。そして、その解釈が日韓会談再開に向けた予備交渉の焦点となつた。日本の立場は、対韓請求権を放棄するものの、それは韓国が「U.S.メモランダム」を受け入れることを前提とするということであつた。それに対し、李承晩は、日本が「U.S.メモランダム」を利用して韓国の対日請求権を無力化しようとするのではないかと警戒した。

日韓の相互不信が高まるなかで、日韓は舞台裏折衝を試みた。そこで韓国は、日本側に対して「U.S.メモランダム」から韓国の対日請求権を分離する内容の秘密メモを求めた。本章は、矢次一夫をはじめとする日本の親韓派が、言論活動を通じて、植民地統治に対する反省や日韓反共協力へ意欲を示し、李承晩政権の対日不信を払拭しようと努めしたことにも注目する。そうしたなかで岸は、李承晩に対する親書で韓国の対日要求に誠意をもつて対応する旨を表明し、日韓両国は、一九五七年末に正式会談の再開に合意するのである。

## 第五章 「李承晩政権末期の対日外交」——在日朝鮮人の帰郷問題

「国事業と日米安保条約改定」では、李承晩政権が岸内閣との間で日韓交渉を妥結する方針を立てたものの、在日朝鮮人の帰郷問題と日米安保条約の改定をめぐって対日不信が再浮上したことを明らかにする。そうしたなかで、一九六〇年の一月に岸が、四月に李承晩がそれぞれ退陣することで、第四次日韓会談は中断する。

本章の分析が強調するのは、岸が首相の間に日韓交渉を妥結しようと李承晩政権が決断した背景に、岸政権の反共姿勢があつたことである。すなわち、李承晩政権の岸内閣に対する前向きな対応は、日本国内に共産圏に友好的な姿勢を示す政治勢力が存在するなかで、中立主義の可能性という日本の将来に対する不安の反映であつたのである。

事実、一九五八年四月に第四次日韓会談が再開された翌月の五月に岸の特使として韓国を訪問した矢次は、日韓併合について謝罪するとともに、岸首相が反共方針を軸に日韓関係の改善に向けて尽力する心構えであることを力説した。それを受けて李承晩政権は、対日「新姿勢」を打ち出し、岸政権との間に日韓交渉を妥結する方針を固めたのである。

しかし、在日朝鮮人の帰郷問題が表面化すると、風向きが変わった。当初李承晩政権は、岸に対する期待を捨てず

に、日韓会談において帰国問題の外交的解決を試みた。しかし、結局日朝間に帰国協定が締結され、一九五九年一二月に最初の帰国船が北朝鮮に向けて出港すると、日韓間の対立が深まつた。李承晩政権は、それを日本の国内冷戦において岸が敗北したものと捉えた。

当時李承晩政権が注目したもうひとつの問題は、日米安

保条約改定にともなう事前協議制度であった。それは、米

韓関係に摩擦を引き起こした。アメリカからみれば、日米安保条約の改定は、日米を「対等な協力者」に近づけ、日本の自立や中立化の可能性を低下させるものであつた。それに対し、李承晩政権は、朝鮮半島有事の際に日本が事前協議で在日米軍の作戦展開を阻む可能性を察じたのである。

アメリカは、朝鮮半島有事に際して、国連メンバーとしての日本は国連軍の指揮下にある在日米軍の戦闘作戦行動を支持すると主張した。しかし、李承晩政権は、近い将来において日本で政権交代が起こり、新政権下で日本の軍事力が強まれば、アメリカの戦略に反する行動を取るようになり、日米同盟そのものが不安定化することを懸念した。こうして、事前協議をめぐる米韓の意見の違いの背景にも、「日本問題」が影を落としていたのであつた。

そうしたなかで、一九六〇年四月、前月に行われた大統領選挙における不正に反発した市民や学生による民衆デモにより、李承晩政権は幕を閉じた。終章では、以上の主要な論点が整理されて本論文が締め括られる。

### 3. 本論文の評価

戦後の日韓国交正常化交渉は、朝鮮戦争の最中、一九五二年二月に第一次会談が始まり、その後七次に亘る会談を経て一九六五年六月によく妥結した。本論文が考察対象とした李承晩政権期は、日韓の間の感情的亀裂は深刻だった。その末期に、岸信介内閣による「久保田発言」の撤回等、当時としては重要な進展があつたものの、一九六〇年に李承晩と岸信介が共に下野するという偶然も重なり、その流れは中断した。その後日韓国交正常化は、一九六一年五月に軍事クーデターにより政権を奪取した朴正熙の下で、新たな段階に入つた。

朴正熙時代には韓国の経済建設路線という考慮が加わることとなるが、大局的にみて、日本による植民地支配に対する日韓の認識の開きが大きいにもかかわらず、戦後日韓関係の改善を要請したのは冷戦の論理であり、具体的には

アメリカの東アジア戦略であった。その構図が明瞭であったのが、李承晩時代に他ならなかつた。したがつて、李承晩時代の日韓関係に関する従来の多くの研究は、おのずと李承晩の反日ナショナリズムと植民地支配を正当なものとみなす日本のナショナリズムの衝突に着目することとなつた。

それに対しても尹錫貞君の研究は、李承晩政権の対日外交を、戦後の日本が国力を回復するにつれ再び独自路線を歩むことになるのではないかという、アメリカを含めたアジア太平洋地域で一般的に懸念されていた「日本問題」という観点から考察した。こうして、日韓二国間関係の枠組みを越えた視角から韓国の対日政策を分析したところに、本論文の特徴と斬新さがある。冷戦という国際政治要因が日韓関係の改善を後押しし、日韓二国間の特殊要因がその進展を阻害したというのが従来の研究に共通するアプローチであつたとすれば、本論文は、日韓交渉の阻害要因として、「日本問題」という一種の国際政治要因を設定したのである。

その結果、本論文の考察において、従来の視角からは見えにくかつた李承晩時代の日韓関係の重要な側面に新たな光が当たられることとなつた。その観点から本論文が一貫

して取り上げるのが、韓国とアメリカとの間の摩擦である。本論文は、日韓を近づける冷戦の論理と「日本問題」を懸念する点において米韓の間に基本的な違いはなかつたものの、「日本問題」が顕在化し日本が独自路線を歩まないようにするための方策に関して、韓国と米国の間に開きがあつたことを明らかにしている。

そうした観点からみれば、李承晩政権による日米韓不可侵協定の提案は、かなり本気の構想であつたという意味合いが浮かび上がる。したがつて、本論文は、従来は実現しなかつた歴史上のエピソードとして簡単に触れられる傾向にあつた同構想についても、一次資料に基づいて詳細に検討している。さらに、李承晩政権が注視した日本の再軍備と共に産圈外交という一見したところ関連のなさうな問題についても、本質的に独自路線への懸念である「日本問題」という視点からみると、有機的なつながりが確認できる。本論文がこれらの問題に鋭く切り込んだことは、分析視角のなせる業であると高く評価できる。

いうまでもなく、アメリカとは異なる李承晩政権の「日本問題」のとらえ方に、植民地支配の歴史と反日ナショナリズムが作用していたことは間違いない。しかし本論文は、その説明を日韓二国間の特殊要因だけに落とし込まずに、

「日本問題」という視角から行うことによって、国際政治環境の下での日韓関係の実像を浮き彫りにすることに成功しているのである。

この視点は、国際政治要因からみれば協力が自然な日米韓関係において、日韓関係のみならず、米韓関係においても阻害要因が作用するという、今日まで続く日米韓関係の実態を考えるにあたっても、十分に示唆的である。すなわちその分析からは、李承晩政権の対日不信感に直面したアメリカが、「つかず離れず」の日韓関係を確認したことが浮かび上がる。そこに、今日まで続くアメリカを軸とした「ハブ・アンド・スポーク」型の同盟システムの重要な原点を確認することができる。

にもかかわらず、戦後の歴史的事実を振り返つてみれば、

李承晩政権の対日外交よりも、一定程度日本の主体性回復を認めることで「日本問題」を封じ込めようとしたアメリカの方針が効果的であつたことも明らかである。そこには、やはり韓国特有の対日認識が作用していたといえるだろう。本論文は、その点を軽んじたり否定しているわけではないものの、日韓二国間の特殊要因をもう少し考察に加味することができたならば、分析にさらに厚みが増しただろう。尹錫貞君の今後の課題として指摘しておきたい。

また、本論文の結論の章は、その多くの記述が本論での考察の要約となつており、既存の研究のなかにおける本研究の意義と位置づけに関するもう少し深い論考が展開されてもよかつた。今後本論文の出版を考えるときの課題である。

にもかかわらず、上で述べたように、本論文の分析の独創性および実証性には秀でたものがあり、戦後日韓関係研究への貢献には大きなものがある。したがつて、審査員一同は、本博士学位請求論文が先駆的な学術研究であること認め、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するのに適当と判断する次第である。

一〇一七年五月一九日

主査

慶應義塾大学 法学部 教授 添谷 芳秀  
法学研究科委員・Ph.D.

副査

慶應義塾大学 法学部 教授 赤木 完爾  
法学研究科委員・法学博士

副査

慶應義塾大学 名誉教授・法学博士 小此木政夫